



木境大物忌神社

虫除け祭り

鳥海山登拝道のうち、矢島口2合目にあ
る木境大物忌神社は、今から762年前の
建長6年(1254年)の創建と伝えられ、
大物忌神(稻魂神)、薬師神を祀る。鳥海
山信仰とともに古くから五穀豊穰・家内安
全などを祈願する祈禱所となっており、虫
除け祭りは、とりわけ大きな神事である。

虫除け祭りで作神様を祀うお札は「神影
符」と「奉齋大物忌神風雨順時悪虫退散五
穀成就攸」の2種があり、神官がお札に祈
禱をおこなう。このお札を葦の棒にはさん
で田の水口に、それぞれ立てると、稲に虫
がつかないとされている。

7月8日の朝、参拝者が参集後、神事が
執り行われ、神前に安置されている舟形の
お室の中に「虫封じの札」をくぎで打ち、
悪虫悪霊を封じ込め、祭式終了後、舟送り
となる。

小坂戸集落(矢島町川辺)の当番が舟形
を背負い、針ヶ岡集落(矢島町荒沢)の獅
子頭が先祓いをして子吉川まで15kmの道を
進む。到着後、川に向かい祭式があり拝礼
し、舟形は川に勢よく押し出され、見え
なくなるまで神官が呪言を唱える。

この祭りは、本県における山岳信仰と稲
作習俗を知るうえで、貴重な文化財として、
県指定無形民俗文化財となっている。

(佐々木 知榮委員)

農業を始めた方へ

「農業を始めたけれど、何から始めたらいいのかわからない」、「どこに相談すればいいんだろう?」と思ったら、お気軽にご相談ください。

相談先

公益社団法人秋田県農業公社 (新規就農相談センター)	018-893-6212	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内
一般社団法人 秋田県農業会議	018-860-3540	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内
由利地域振興局 農林部農業振興普及課	0184-22-7551	由利本荘市水林366
由利本荘市 農林水産部農業振興課	0184-24-6234	由利本荘市尾崎17
由利本荘市 農業委員会事務局	0184-24-6260	由利本荘市尾崎17

また農業を始めるにあたり、売買、賃借等により農地を確保するには、農業委員会に申請し、許可等を受ける必要がありますので、農業委員会事務局または各総合支所庶務班（産業課内）へご相談ください。

佐藤邦幸さん・めぐみさんが 家族経営協定を締結



平成28年1月15日に佐藤邦幸さん・めぐみさん親子（鳥海地域）が、広域行政センターで農業経営の方針や家族における役割分担などを取り決める家族経営協定を結びました。これにより、本市の家族経営協定は、今回の締結を含めて47家族となりました。

家族経営協定を締結することにより、認定農業者制度の共同申請が可能となり、認定農業者になれば、低利な融資などの支援を受けられることや農業者年金制度における国庫助成などのメリットがあります。

農業委員会では、家族経営協定の締結とこれまで結ばれた協定の見直しについても推進していきますので、お気軽に農業委員会事務局にご相談ください。

農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します

農業委員会では遊休農地や農地の違反転用の実態を把握するために毎年「農地利用状況調査（農地パトロール）」を実施しています。

8月下旬から各地域で実施し、農地の管理状況を確認します。

農地の適正管理をお願いします。

農地の貸し手と借り手をつなぐ 農地中間管理機構

平成26年度から農地の貸し借りに関する新たな仕組みとして「農地中間管理事業」が実施されています。

高齢により農作業が難しくなったなどの理由で、農地を誰かに耕作してもらいたいという所有者から「農地中間管理機構」が農地を借受け、農地を増やしたいなどの希望のある耕作者に貸付けをするという事業です。

所定の要件を満たすと、農地を貸した地域、農家には「機構集積協力金」が交付されます。

ただし、機構が借受けできる農地に条件があったり、借受け、貸付けの期間が原則10年以上である

たり、米などの現物による精算ができないことなど様々な注意点があります。

詳しくは市農業振興課、農業委員会事務局、各総合支所産業課にお問合せください。

農地の固定資産税が 軽減される場合があります

所有する全農地（10アール未満の自作地を残すことができる）を、新たに農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税は以下の期間中1/2に軽減される場合があります。

- ① 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間。
- ② 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間。

28年度から実施され、具体的には、平成28年4月1日から固定資産税の賦課期日である平成29年1月1日までに機構に貸し付けた場合には、平成29年度に納付する固定資産税より適用されることになります。

特例の適用期間は、2年間（2年ごとに延長の議論を行う）です。
（問い合わせ：農業委員会事務局）

Tel 24-6259

⚠ 農地課税が見直されました

平成29年度より、通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっており、遊休農地については、0.55を乗じないこととなります（結果的に1.8倍になります）。

対象となるのは、農業委員会が、農地法に基づき、農地所有者に対し、農地中間管理機構（以下「機構」と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地です。

この協議勧告が行われるのは、農地利用状況調査（農地パトロール）で把握した遊休農地に対して行う農地利用意向調査（毎年1回農業委員会が行う遊休農地の所有者等に意向をうかがう調査）で表明した意向どおりに実施されなかったり、自分で耕作するなどの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されます。

協議勧告が行われる前に実施される農地利用意向調査において、所有者が機構への貸付けの意思を表明した場合には、機構側の事情で貸付けが行われていなくても、

勧告が行われることはありません。また、既に森林の様相を呈しているなど、農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地と判断した場合にも、勧告が行われることはありません。

勧告を行った後、以下のいずれかに該当することとなった場合は勧告が撤回され、翌年度以降の固定資産税の課税強化は解除されません。

- ① 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合。
- ② 機構との借入協議の結果、当該農地を機構が借り入れた場合。
- ③ 裁定により機構が農地中間管理権を取得した場合。

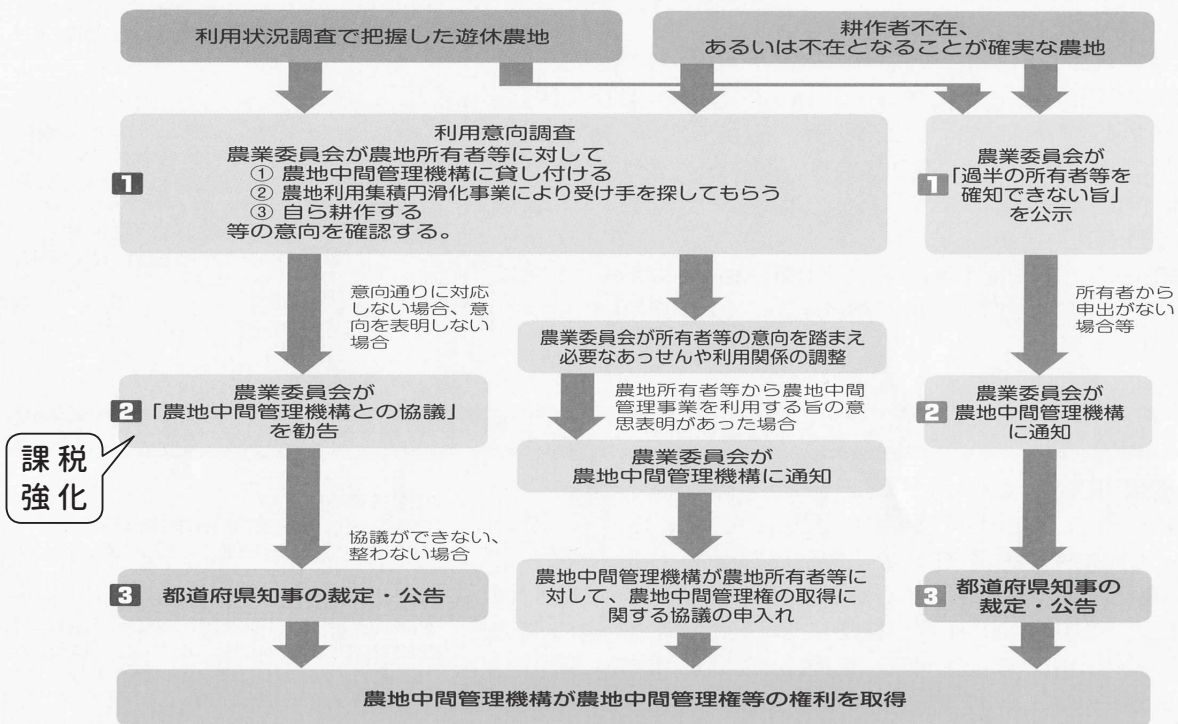
勧告が行われると不利益となりますので、農地の適正管理をお願いします。

（問い合わせ…農業委員会事務局

TEL 24-6259）

遊休農地対策の概要

新しい制度（3ステップ）





鳥海地域 (農)平根ファーム代表理事 佐藤晴廣 (61歳)

農政転換への挑戦

園芸メガ団地の取り組みで 複合経営の確立を

平根地区は、由利本荘市鳥海町上川内地区内に位置し、一級河川吉川水系笹子川沿いに展開する団地で、周りが山々に囲まれ冷涼な気候風土に恵まれ自然を満喫でき、国道108号が南北に縦断しており交通の便も良好な中山間地です。

平成26年度からの基盤整備事業を契機に集落営農組合から平成26年7月に農事組合法人平根ファームを設立。従来の米偏重から、地域の雇用を確保しつつ効率性・収益性の高い鳥海りんどう・小菊・アスパラガス等を核とした複合経営による経営の安定・低コスト化を目指し営農計画を検討していたところ、幸いにも県の園芸メガ団地整備事業と基盤整備事業による大区画化を併せて進めることができ、また、農地中間管理機構を利用した農地の集積も、地区全体の約9割を占めています。

園芸メガ団地整備事業2年目の今年は、地域の協力により雇用確保ができ、鳥海りんどう等の定植

を終えることができました。将来的には、鳥海りんどう3.0ha・アスパラガス4.0ha・小菊2.0haの作付面積により地域の就労の場の創設に努め複合経営を確立したいと考えています。

基盤整備事業で大区画化された農地に定植した、鳥海りんどう等の生育も順調で、ほ場のにぎわいが日々感じられ足を運ぶ楽しさが増しています。

農地の出し手である地域の方々には、農業経験が長く、技術の持ち主で地域の宝であります。法人の関係者は、40代から60代で長年、会社勤めだったため農業実務については常に新しい発見があり日々、悪戦苦闘ですが地域の方々には知恵を授かりながら農作業に進んでいます。

昨今、作業を通じ地域の方々の懇談の場で、良いものを作るためには数多く足を運び作物との対話を多くすることで良品に結びつく・・・。

当地の豊富な土壌には、鳥海山を源流とする清涼なミネラルたっぷりの水を活用しており、おいしい作物の源となっております。

これらの宝を将来に繋ぎ地域の元気づくりに貢献する努力を惜しまずがんばる所存です。

(佐藤 秀孝委員)



「ダメ！違反転用」

農地を農地以外にすることを農地転用といい、農地法の許可が必要です。許可を受けないで転用した場合や、転用許可に係る計画どおりに転用していない場合等は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。また、罰則の適用もあります。

農地転用に関する手続きは、農業委員会または各総合支所産業課に相談してください。

農業者年金で老後生活の備え

世帯主が65歳以上の夫婦2人世帯の家計支出はおよそ月額23万円というデータがあります。(総務省家計調査より)しかし、国民年金はひとり月額6万5千円(40年加入の場合)で、夫婦あわせて月額13万円です。農業者年金に加入し、国民年金の不足分をサポートしませんか？

農業者年金のポイント

- ①加入・脱退は自由
(60歳未満で、年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者であれば加入できます)
- ②支払った保険料は確定申告の際、国民年金保険料などと同様に全額社会保険料控除
- ③保険料はいつでも変更できる
- ④終身年金 80歳までの死亡一時金あり
- ⑤積み立て方式で安心

詳しい内容は、由利本荘市農業委員会事務局(24-6260) 独立行政法人農業者年金基金(03-3502-3199)へお問い合わせ

申請書の提出期限が 変更になりました

申請内容	締切日 (毎月)	
	月末	休日の場合は前営業日
農地の権利移動の許可 (農地法第3条)	月末	
農地転用の許可 (農地法第4・5条)		
農用地利用集積計画に関する申請	20日	
農地中間管理事業に関する申請		

※詳しくは、市ホームページでご確認ください



農業に
チャレンジ

本荘地域 佐藤 幸弘 (40歳)

15年間勤めた税理士事務所を退職し、親元の家業である農業を継ぎました。

我が家では、稲作とビニールハウス11棟での畑作を経営しています。

ビニールハウスでトマトの栽培(今年は460坪)をメインに毎日奮闘しているところです。

若い頃は農業を継がないと言っていた自分が十数年を経て農業の魅力にとりつかれてしまいました。物作りの喜び、商品を購入していただけるお客様、体力仕事の達成感、毎日が本当に充実しています。

しかし、まだ就農して4年目なので、仕事が曖昧なところも多くあり、両親には心配と迷惑をかけながら毎日が勉強の日々です。

そして、私の就農を理解してくれた妻や子供達に感謝しています。

家業の農業は、私で5代目となります。先代から引き継がれてきた農地や農法を守りながら、新しいことも積極的に取り入れ、「変



化できる農業」を目指しています。また、6次産業にも興味があり、生産物をそのまま販売するだけでなく、少しの変化を加える事で、また新しい需要が生まれてくるのではと考えています。

これからも家族や仲間達と助け合いながら農業人として成長していきたいと思っています。

また、農業が子供達にとって夢を与えられる職業になる手伝いをしていければと思っています。



頑張る営農者

矢島地域 佐藤 俊 二 (52歳)

東京農業大学を卒業してすぐに地元の酒造会社に就職し、酒造りに携わってきました。

果樹、水稲、野菜の複合経営を行っていた両親を手伝うかたちで農業に関与していましたが、私が27歳の時、還暦を迎えたばかりの父が急逝し、突然農業経営を引き継ぐことになりました。

農業機械の操作などは不自由なく行えましたが、手伝いと経営を担うのとは大違いでした。不安に押しつぶされそうになりながらも地域の方々や友人、先輩方の助力をいただき、なんとか続けていくことができました。

諦めなければいけないこともありました。家の看板であった果樹は会社勤めとの両立は困難で廃園せざるを得ませんでしたし、野菜担当の母も病気がちになり、やがて畑を遊休農地にしてしまう事態になっていきました。

唯一残ったのは水稲でしたが、勤務先の協力も得て品種構成を酒米にシフトしながら継続することができました。酒造りと米作りは、いわば車の両輪で双方の品質向上のため、色々な試みをおこなった

ことが懐かしく思い出されます。3年前、荒れ果てた果樹園地の復活と農業経営再構築のため、長年勤めた会社を退職し、アスパラガスと水稲直播を組み合わせたかたちに取り組みしました。

アスパラガスは大規模でやりたいて考えていたので、少しずつ経営規模を大きくし、本年度で合計17haとなり、収穫方法と労働配分の組み合わせを検討しているところです。

あわせて、身近に広がる森林を永続的に維持・利用する自伐型林業への取り組みも模索中で、このことが地域資源活用の一助になればと考えています。

(佐々木 知榮委員)





生涯現役

東由利地域

安倍 政 男(79歳) ご夫妻
ヨネミ(75歳)

私と妻は昭和38年に結婚し、60年近く連れ添ってきました。

昔、農作業は大変な仕事でしたが、今では機械が主流の時代になり、あらためて進歩の速さを痛感しています。

私は製材所に20年勤めながら農業をしてきました。その頃は米の値段が今よりも高く、なんとか暮らしていました。その後、森林業の仕事に携わりましたが、景気がだんだん悪くなって、これも続けられなくなり、今はシルバー人材センターの仕事をしています。

妻は私と同じ製材所で23年働いた後、電装部品メーカーに15年勤めました。

冬期間はシルバー人材センターの仕事で依頼者の自宅入口を除雪し、春から夏にかけては、畑で野菜作りになる。毎日も3年目になります。今になって稲作りや野菜作りの難しさを感じており、友人に聞いたり、本を読んだりして、農業や畑作りについて勉強する日々を送っています。種をまいて芽が出るまでは心配な気持ちにもなりますが、自分の手で



5年ほど前から足の痛みが出るようになり、病院に通いながら、体の調子と相談しながら農作業に取り組んでおり、「健康でなければ農業もできない」という思いから、体作りのために八塩パークゴルフ場で体を動かしながら、健康維持に努めています。

私は今、79歳。妻は75歳です。これからも助け合って一緒に働きたいと思っています。

(遠藤 幸男委員)

編集後記

私達の身近なところに素晴らしい活動をなさっている方々がおります。

そんな記事を紹介して、第20号の発行となりました。

取材にご協力いただいた皆様に感謝し、今後、更なるご活躍をご祈念申し上げます。

次号の記事にもご期待ください。

(田口 作内委員)



毎日は大変。1ヶ月だと遅い。そんなあなたに

まとめて読める! 週刊紙

- 様々な問題に、じっくり鋭く、迫ります。
- 充実した経営情報と流通の現場情報を伝えます。
- 農地を守り、担い手を応援する農業委員会活動を伝えます。
- 地域を元気にする情報を提供します。

経営とくらしを応援!!

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞

週刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円 (消費税込)

購読申込は農業委員会事務局または各総合支所産業課内庶務班まで。

広報委員

● 農業委員会 ●	
◆本庁(事務局)	TEL 24-6258
農政班	TEL 24-6259
農地班	TEL 24-6260
	FAX 24-6396
◆各総合支所(産業課内)	
矢島庶務班	TEL 55-4957
岩城庶務班	TEL 73-2014
由利庶務班	TEL 53-2114
大内庶務班	TEL 65-2804
東由利庶務班	TEL 69-2116
西目庶務班	TEL 33-4614
鳥海庶務班	TEL 57-2205